

事務連絡
令和7年12月

各 都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市 障害児支援施策担当者 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

「障害児通所支援事業所における医療的ケア児の受入れに関する調査研究」
アンケート調査への周知・ご協力について（ご依頼）

障害児支援施策の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業にて、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所が「障害児通所支援事業所における医療的ケア児の受入れに関する調査研究」を実施しております。

令和3年6月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」）が成立し、同年9月に施行されました。これを受けて、令和6年2月には全国47都道府県すべてに医療的ケア児支援センターの設置が完了しております。

医療的ケア児の発達支援や在宅生活を支えるうえで、障害児通所支援事業所は極めて重要な役割を担っており、その役割への期待が高まっています。

こうした背景を踏まえ、障害児通所支援における医療的ケア児の受入れ状況を把握し、今後の支援のあり方を検討することを目的として、本調査を実施しています。

つきましては、障害児通所支援事業所ならびに医療的ケア児のご家族を対象としたアンケート調査を別紙のとおり実施いたします。アンケート調査につきましては、できるだけ多くのご回答をいただくことで実態の把握につながると考えております。

業務多忙な折、誠に恐縮ではございますが、本事業の趣旨をご理解いただき、貴管内に所在する事業所に対し、下記のとおり事業所向けアンケート、ならびに家族向けアンケートをご案内くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 依頼事項

- ・ 調査票を受け取り次第、管内事業所に対して事業所向けアンケートと家族向けアンケートと各依頼文書の計4点を転送し、調査の周知・依頼をお願いします。
- ・ webでの回答をお願いしておりますが、本アンケートは、一度に全ての設問にご回答いただく形式となっており、途中保存はできません。そのため回答にあたって準備が必要な場合や、あらかじめ設問を確認されたい場合に備えて、添付の調査票（PDF）をご準備

しておりますので、併せて転送ください。

① 事業所向けアンケート

<https://questant.jp/q/MPIEJI8T>

➤ 参考用調査票

(別添)【事業所向け】障害児通所支援事業所における医療的ケア児の受入れに関する調査研究

② 家族向けアンケート

<https://questant.jp/q/3ZZAK3CX>

➤ 参考用調査票

(別添)【家族向け】障害児通所支援事業所における医療的ケア児の受入れに関する調査研究

2. 調査期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月19日（金）

3. 問い合わせ先

調査票に関するご質問は下記事務局に直接問い合わせくださいますようお願いいたします。

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

ライフ・バリュー・クリエイションユニット

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

「障害児通所支援事業所における医療的ケア児の受入れに関する調査研究」

メールアドレス：ikeaji_ukeire_r7@nttdata-strategy.com

担当：田口、梶原、山下